

中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会  
の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中津川・恵那広域行政推進協議会の会議の公開規程（令和6年7月16日決裁）第7条の規定に基づき、中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴席の定員)

第3条 一般席の傍聴席の定員は、会場の関係を考慮し、委員会がその都度定めるものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号に該当する者は傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、その他楽器類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか委員会を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴の手続)

第5条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に記入しなければならない。

- 2 委員会を傍聴しようとする者が、団体である場合においては、代表者又は責任者が、傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- 3 一般席の傍聴の受付は先着順で行う。ただし、受付開始時間に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

- (4) 帽子、防寒具の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員会の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙しないこと。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (8) 写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、委員会の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または委員会の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会の長が、当該会議は非公開であると宣言したとき、または当該会議が終了したときは速やかに退場しなければならない。

2 委員会の長は、傍聴人が第6条各号に規定する事項を遵守しないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。